

# 訴訟關係文書を通してみた清代社會における女性

白 井 佐知子

はじめに

一、訴訟規定中の女性關係規定

二、女性が關係する訴訟資料の數量と傾向

(一) 『巴縣檔案』

(二) 『徽州文書』

(三) 『太湖廳(理民府)檔案』

(四) 『順天府檔案』

三、女性が訴訟を起こす事例

(一) 承繼に關わる事例

(二) 家産に關わる事例

(三) 夫妻間などの紛争事例

(四) 問題のある息子を母親や姑が訴える事例

(五) 租佃、債務關係に關わる事例

(六) 夫に代理して訴えた事例

四、女性の賣身について

(一) 身賣りの目的と訴人

(二) 婦女賣買の違法性と組織的賣買

おわりに

## はじめに

本稿は、訴訟關係文書において女性がどのような事件や紛争の被害者として、あるいは加害者として、または關係者として現れているかを検討し、そのことを通して、清代中國社會において女性が置かれていた狀況について考えようとするものである。但し、訴訟に際し原告によって提出される今日の訴狀であるところの告狀や、被告の辯明書である訴狀は、當然のことながら審理を行う地方官や裁判擔當の幕友、さらには關係者を説得する形式と内容と論理とさらには情とをもたなければならぬ。そのため、そこで述べられている内容は必ずしも事實でなく作爲である場合も少なくない。従つて資料として扱う場合は注意を要する。他方、原告や被告や證人として供述する女性の言説から當時の中國社會において女性がどのように認識され位置づけられていたかがある程度推しはかることができることも事實である。ところで近代に先立つ明清時代において、韻文を除き、女性が著した文章というものは、ほとんどみられない。當時の學校教育については、商人養成などを目的とした職業學校を除けば、一般には學校での勉學の第一の目的は科擧受験と官職に就くことにあり、教育内容もそれに沿つて構成されていた。そうであれば、當時の中國において、科擧受験が許されない女性が文章を書き刊行することが少なかつたのもある程度領ける。しかし、そうであるからといって上層の女性が文章を認めなかつたとすること、さらにはほとんどの女性が文盲であつたことは適當ではない。例えば、「道光二十年九月十五日牟仲榮訴狀」の冒頭には、「昨年正月に私の親族の姪の婿の蔡立谷が私の息子の牟先震に彼の息子蔡月曜、娘蔡續、弟蔡二、姑（夫の姉妹）とその外甥の趙大榮等を教育するよう依頼し、毎年學資として錢二十八千文、食米二石四斗を支拂うことを決めた。」<sup>①</sup>とあり、娘も息子とともに教育を受けていたことがわかる。また、十九世紀後半には女性が書いた日記があり、これは出版されている。<sup>②</sup>しかし、小説など科擧とは無關係の文學作品でさえも女性によつて著されたものは韻文を除いてほとんどないという。女性が文章によつて自己を表現するようになるのは十九世紀末からであり、西歐の思想や文化

の移入に刺激されたものであった。従つて、それ以前においては女性の言動が描かれることはあつても女性自身の聲はほとんど聞こえてこないのである。そうしたなか少数の日記や書簡(3)と同様、訴訟關係文書は原告である女性の訴え、被告とされた女性の辯明、關係者である女性の供述を通して女性の姿と聲とが見え聞こえる貴重な資料であるといえる。(4)本稿ではまず、女性關係の訴訟規定について簡単に記し、次いで本稿でとりあげる訴訟資料において女性が關係する案件の數量と傾向とを示し、女性が訴訟を行う事例にはどのようなものがあつたかを具體的に提示する。そして最後に身を賣ることに關する訴訟事例を示して當時の女性とくに巴縣の女性が置かれていた狀況を考える。

### 一、訴訟規定中の女性關係規定

女性が訴訟の原告ないし被告になることが清代にどのように認識され規定されていたかについては阿風氏等が研究提示されている。そのため、ここでは簡単に記しておくこととする。清代における女性關係訴訟規定については、多少の變更を行つたものの、おおむね明代の條文を沿用している。すなわち、謀反・叛逆・子孫不孝等の「干犯名義」の重罪、及び強盜・殺傷等の(重案)犯罪については、婦人が親告することを許すこと、戸婚田土等の(細事)紛争については、婦人は必ず抱告すなわち代理人をたてて告訴しなければならず、夫亡く子無く、或いは自ら損害を受け、訴訟の代理人となり得る存在がない場合にのみ親告を許すこと、そして、もし婦女が他人を誣告した場合は、代理人を懲罰するとした。清代における告狀や訴狀、稟狀の官製用紙に印刷された訴訟規定たる「狀式條例」中の女性關係項目は、以下の如くである。

『順天府檔案』嘉慶十六(一八一二)年の「狀式條例」(5)には、①「紳衿および婦女、老人、身體障害者で抱告がないものは受理しない。」(6)②「媒酌人と(婚姻に關する契約書である)婚書がない訴えは受理しない。」(7)③「姦通については確かな證據がなければ告訴を受理しない。」(8)④「重大案件である姦通や殺人、盗みではない件に婦女をまきこんだ場合は受理しな

い。<sup>9)</sup>」となっている。

『太湖廳檔案』同治八（一八六九）年～光緒二（一八七六）年の「狀式條例」中の右の『順天府檔案』の①に相當する第六項は「紳衿、婦女、老人と幼少な者、身體障害者で親屬に抱告となる者がいない場合は受理しない。」<sup>10)</sup>とある。

同治（一八六二～一八七四）年間の『巴縣檔案』ではこの項目は、紳衿のみならず、仕宦、舉貢など現に官職についている者も含み、高齢者は七十歳以上の者となっている。<sup>11)</sup>

さらに『徽州文書』では、この項目は、代理人は未成年者ではないけないと書かれているほか、細事すなわち民事の訴訟に婦女をまきこんだり、婦女を訴訟する相手の筆頭に置くことを禁じている。<sup>12)</sup>

『大清律例會通新纂』中に同治十二（一八七三）年に通行使用された開始した狀式條例が収録されているが、その中の二款の内容が婦女に關聯したものである。①「被告や證人として多くの人をまきこんではならない。もし無關係の者を（關係者として）書いたり、姦盜事件を訴えるとき婦人を證人として（事案に）まきこんだ場合は受理しないで、代書人の責任を追及する。」<sup>14)</sup>②「婦人にすでに成年となった息子がいれば、その息子の名前で告訴させる。もし成人した息子がいるにもかかわらず婦人の名前で告訴し、その息子を代理人とした場合は受理しない。」<sup>15)</sup>とある。

このように女性が原告として訴訟を起こすことに對して様々な制限が加えられたが、宋代以降、戸婚田土などの（民事）案件が増大し、さらに元、明以降、節婦（寡婦となって再婚しなかつた者）の優待・旌表制度が作られ、節婦などを一族から出すことで一族に役の免除などが實行されるようになると、ある程度裕福な一族では寡婦が再婚しないよう生活の保障を圖つたことによつて、一方で寡婦に對する亡夫の親族の影響力が強まると同時に、未再婚の寡婦が増え、そのことが女性の告訴を増やすことにもなつたと考えられる。<sup>16)</sup> 少なくとも、清代の訴訟をみると、抱告を立ててはいるものの、女性が原告となっている案件は地域の別なく少なくない。それどころか、後述するように、亡夫の財産問題では成人した息子がいても女性が原告となることも往々にしてみられ受理されている。また被告が訴えられたことを恨み、原告の家に

行き自殺すると恫喝するよう自分の母に頼む<sup>17)</sup>というように、紛争の脅しとしてしばしば自分の老母を手段として使う例が見られ、それが作爲と思われたとしても、女性や寡婦や老母は紛争の際に、調停を有利に導くための「情」を左右する存在としてかなりの効果をもったことがわかる。

## 二、女性が関係する訴訟資料の数量と傾向

紛争関係や訴訟関係の文書には行政機関が保管していたものと民間の当事者が抄本として残したものがある。また、一般向けの読み物として、あるいは裁判に携わる者への教科書として、判例をまとめた出版物も少なくない。ここでは主に行政機関が保管していた文書資料についてとりあげる。<sup>18)</sup>

### (一) 『巴縣檔案』

四川省檔案館が收藏しているものうち、内容が理解できる個所を活字化して整理出版したものに、四川大學歴史系・四川省檔案館主編『清代乾嘉道巴縣檔案選編（上册・下冊）』（四川大學出版社、一九八九年、一九九六年）と四川省檔案館編『清代巴縣檔案匯編（乾隆卷）』（檔案出版社、一九九一年）がある。これらの書物のうち女性固有の社會的位置に直接関係する案件は、『清代乾嘉道巴縣檔案選編（下冊）』では主に〈三、宗族、家庭及婦、奴生活〉であり、『清代巴縣檔案匯編』では〈二〇、風化〉と〈十、家族〉であり、夫馬進氏が寫しを收藏している同治年間と慶應大學がマイクロフィルムを收藏している乾隆年間の『巴縣檔案』では〈家庭〉、〈婦女〉、〈繼承〉に分類されている文書である。但し、女性が原告、被告、関係者である案件は、貸借に関する紛糾、宗教に関する紛糾をはじめとして極めて多い。なお、李清瑞氏によれば、乾隆年間の女性関係案件二百二十二件中誘拐し賣却する（拐賣）案件は百十九件で最も多く、姦通（奸情）案件が三十三件でこれに次ぎ、強姦（強占）案件十六件、賣娼案件十五件、寡婦再婚案件七件、婚姻破綻（毀婚）案件六件、嫁の賣却

(嫁賣) 案件四件、妻への虐待(虐妻) 案件三件などとなっている。<sup>19)</sup>

(二) 『徽州文書』

『徽州文書』は成化五(一四六九)年から中華人民共和國の土地改革前夜に至るまでのものが残っているが、その多くは民間文書であり、訴訟裁判文書としては抄本が多く官府文書(公文書)は少ない。女性が原告になっているもの、被告になっているものとはともに見られるが、原告になっているものが多い。

(三) 『太湖廳(理民府) 檔案』

太湖廳は雍正八(一七三〇)年、太湖同知を立てて水利を擔當させ、江蘇省蘇州府吳江縣同里鎮に駐在させたことに始まり、四年後、吳縣洞庭東山に移された廳である。<sup>20)</sup> 『太湖廳(理民府) 檔案』は南京博物院が收藏しているほか、日本の國會圖書館が收藏するものが三十一件あり、そのうち行政關係文書が八件、訴訟裁判文書が二十一件、その他斷片二件である。訴訟裁判文書中、女性が原告のもの六件、被告のもの三件、關係している案件四件である。

(四) 『順天府檔案』

中國第一歴史檔案館に所藏されている直隸省『順天府檔案』は、乾隆年間〜宣統(一九〇九〜一九一一)年間、主要には嘉慶元(一七九六)年以降のものである。職官官制、民政警務、憲政、法律詞訟などに分類されており、訴訟裁判文書は「法律詞訟」に含まれ、順天府寶坻縣のものであり、内容によって分類されている。その中で、「婚姻奸情方面の案件」、「拐騙婦女、販賣人口方面の案件」、「繼承嗣およびその他家庭糾紛等の問題の文件」には女性が關係しているものが多い。

以上のほか、『淡新檔案』や『清水江文書』など訴訟裁判関係の文書は少なくない。訴訟裁判文書の存在を研究者に最初に知らしめた文書である臺灣の淡水縣と新竹縣の檔案『淡新檔案』について、阿風氏は前掲著書中で「民事編」の中の女性が関わっている案件は總數の十五パーセントを占め、「爭財」と「貸借」に集中していると述べている。また貴州省の『清水江文書』の中にも訴訟裁判文書の抄本がある。後述するように貴州は巴縣との関係が密接であり、巴縣で誘拐された女性が貴州に賣られ連れていかれる例は少なくない。但し、『清水江文書』には管見の限りでは女性が関係していても原告でないものが多く、量的處理の關係上『淡新檔案』とともにここではとりあげない。

### 三、女性が訴訟を起こす事例

女性が原告となっている案件には、宗族、家族關係が比較的多いが、この類の案件としては、第一に、承繼に關するものが多い。承繼に關する案件のその一は誰を繼嗣とするかについて亡夫の親族と寡婦が争うものである。この問題については、夫馬進氏が「中國明清時代における寡婦の地位と強制再婚の風習」の中で、明代になると「立嗣權」も寡婦の自由な選擇による「立愛」から同宗昭穆相當者を繼嗣にすべきという「應繼」の考えが強くなったとして、法の問題を含めて繼嗣を誰にするか争う事例とその結果の變化について論じられている。こうした變化の背景には統治の手段として明代以降宗族關係の強化が圖られたこともあると思われる。その二は、實の息子がいない未亡人が、夫の生前もしくは死後に迎えた多くは夫の兄弟の息子ないし息子の世代の親族である同宗昭穆相當者である繼承者に對して、自分の生活の面倒をみないなどの不満をもって訴訟を起こす類である。筆者が管見した限りでは、少なくとも清代においては例えば徽州ではほとんどの場合同宗昭穆相當者から繼嗣を選擇しており、その二の事例が多くなっている。また、その一、その二のいずれの事例にせよ、この問題は當事者の一方は夫の親族であるが、他方は寡婦に限らず夫が生存している場合には夫婦である例も見られる。但し、その二の場合は當事者が寡婦であることが多い。第二に、第一の問題とも關わって、夫の家の家産

に關わる訴訟も少なくない。中國では觀念的には夫婦は一體とみなし得、結婚と同時に妻には夫の家産に對して少なくとも潜在的權利が生じ、夫の死後は寡婦は原則的には夫が得たあるいは得るべき家産の使用權ないし收益權を基本的には有することとなる。<sup>22)</sup>すなわち夫の死が父母の家産の分割前であれば、夫が生きていた場合に得るはずの家産を分割される權利がある。この權利は原則的には概ね守られていたようである。少なくとも徽州においては家産を處分する際、形式的な場合も少なくないといへ母親たる寡婦の意思の確認が必要とされた。しかし往々にして寡婦と亡夫の親族との間に承繼の問題のみならず、息子がいてもその家産相續に對する紛争が生じるようになった。とくに夫が嗣子なくして死んだ時、亡夫の兄弟に息子が複数いた場合、兄弟が自分の息子の一人をその嗣子としようとして争うことは日常的にみられる。宗族とは始祖に始まり未だ存在していない子孫へと續く父系の血統（氣脈）を受け繼ぐ人間存在の總體を意味する。そうであれば、祖先が入手した土地は、その祖先の血統（氣脈）を受け繼ぐ後裔の總體に屬することになる。家産分割が行われたとしても、個々の存在が受け繼いだのは家産を管理する義務とそこからの收益を使用してよい權利であつて、所謂近代の意味での所有權ではない。すなわち任意に處分してよい權利は有さないことになる。こうした觀念は日常的には顯在化していない。しかし、實際の場面で賣却する必要に迫られたときや同族以外の者に讓られることになったとき顯在化することになる。繼嗣をめぐる争いの背景にも家産をめぐる問題が潜在していたと考えられる。第三は、夫と妻との間、妻と妾との間、または姑と嫁との間の紛争、後妻と先妻の子との間の紛争などがある。第四は、實子、養子を問わず問題を起こしたり不出來な息子を母親や姑が訴える案件もある。これは母親や親族や近隣の者の叱責を聞きいれない息子に手を焼いた母親が知縣によつて叱責し懲らしめてもらおうというものであり、少なくとも<sup>23)</sup>はない。

經濟關係としては、第一に、不動産などの賣買や典當に際しての案件である。第二に、商業取引に際しての案件である。第三に、自己が保有している土地を出佃し租を得て生活していたが、その租がきちんと支拂われないというものや、金を貸したが返してくれないという案件など貸借に關わる案件である。

そのほか夫もしくは未亡人の息子や孫が何らかの被害を受け、負傷するなど訴訟を起させない状況にあるため代って訴訟するというものがある。さらに、結婚後、夫や親族によって身を賣られたことに關する案件がある。これら賣身問題は、當時の女性の状況を如實に示すものであるが、原告の多くは女性自身ではなく、その親族である。この問題については別に章をたてて論じることとする。

なお、女性が被告となつてゐる案件は原告の場合に比べて少ない。訴訟案件例が多い巴縣の場合は、妻とくに後妻や妾が財産を盗つて家から出たというものが多い。妻の性格を問題にしたり不倫を問題にしているものもある。巴縣以外でも妻を隠したとして妻の母を訴えている太湖廳の案件<sup>24</sup>などがあるが、金錢問題など男女を問わない事件でたまたま加害者が女性であるという案件が一般には多い。他方、女性が事件の關係者として供述を行つてゐる案件は少なくない。とくに夫によつて身賣りされたり傷つけられたり殺された場合は前述したように當人ではなく實家の父など親族が原告として訴訟を起す場合が多く、女性が當事者として供述してゐる。

以下、經濟關係の第一と第二の案件は男性の場合とほぼ同じであるので省略し、また夫婦關係については水越知氏が本特集號で詳しく検討されてゐるので簡述するにとどめ、その他の各事例を見ていきたい。

### (一) 承繼に關わる事例

同治十二(一八七三)年九月三日から次年にかけて裁判が行われた太湖廳の案件「後嗣虛懸等事」における九月三日の張蔡氏四十三歳の告訴狀は以下の如くである。抱告は氏の實家の族人蔡俊方である。

「私の亡き夫張載豐は、同治十年十月に病氣のため亡くなりましたが、不幸にして嗣子がおらず、そのため親族で協議し、夫の(七十六歳になる)長兄紹豐の第三子樹華を子としました。これは筋道も順番も順當なことです。(但し)事は慌ただしかつたため、嗣書(嗣子とすることをとり決めた契約文書)はまだ作成しておりません。繼承者を立てた後、亡夫の血

脈が受け継がれ宗と祭祀が継がれることとなり、私の晩年も（彼を）頼りにすることができると思いました。しかし、私の夫は、甥たちはみな薄情であるから財産の田土をわたしてしまつたら孝養を（盡くしてくれることは）望めない、と生前しばしば言っていました。そのため私は夫の死後、財産を継承者の樹華にわたさず、少ない財産をよりどころとして自分で生活を維持することに致しました。ところが思いがけないことに、嗣子の樹華は私が財産を渡さないことを恨み、急に心變わりして嗣父である夫の喪がまだあけない昨年九月、にわかには孝（心を示す喪）服を脱ぎ、今年七月に生みの父親の名前を勝手に使つて（蘇州府）吳縣に行つて私を事件に巻き込む訴えを起こしました。今また汚い言葉をまき散らして私の名譽と節操を汚し、いろいろとずるく陰險なことをしました。孝服を脱いで嗣父を欺き、汚い言葉で母を辱める如き不孝を（まのあたりにして）、どうして（彼が私の）生活の世話をし死後葬儀を營むことを望めましようか。私は事情を彼の生みの父と親族等に告げ、新たに嗣子を選ぶことを欲し認めてもらおうとしたところ、思いがけないことに、みな彼が凶悪で横暴であることを恐れ、彼に忠告して戒めて（別に）嗣子を立てることを肯ずる者はいません。後に争いの發端となり患いを將來に遺すことを懸念します。調べましたところ、人の嗣子たる者が後を繼ぐにふさわしくない場合には、規定によつて官に訴え別に後繼者を立てることが許されており、そこで私は嗣子樹華はその魂膽が陰險であり、嗣親に對して不孝であり、ずるがしこく人として守る道も守らないことから、お上が（彼を）法廷に召喚して訓戒し叱責し、私に別に繼承者を立てることをお許しいただくことをお願い致します。そうでなければ、私は日に日に苦勞することになります。亡夫も泉下で瞑目できないでしょう。今幸いに嗣子として立てることができる者として、夫の兄紹豊には第四子と第五子の二人がおります。すみやかに情況を申し述べ、縣知事様にすみやかにお調べいただき、みなを集めて斷を下され、私が別に嗣子を立てることをお許しいただき、それによつて亡き（夫の）魂を安んじ、弱い寡婦を慰めて下さいますよう。また樹華がかつてその兄張月波とぐるになつて私の石榴山の土地一筆と家屋の後ろの土地一筆を奪い取ろうとしたこともともに追及していただければ、その御仁慈に感じ入ることこのうえもなく、以上申し述べます。」<sup>(28)</sup>

この訴えは受理はされたが、知縣は「張樹華が（氏を）蔑すんでいるというが、もし實際に大いに倫理にもととして、嗣子としてすでに二年になるにもかかわらず、なぜ未だ嗣書が作成されていないのか、はたして別に嗣子を立てるべきか否か、親族等と協議するように。」<sup>(26)</sup>という批を下している。

この後、同年九月八日に張蔡氏は「張樹華は本業は山石採掘人であり、もともと面倒をかけており、加えて性格が凶暴で理を以って説得し難い。」<sup>(27)</sup>とも述べて再び告状を出しているが、その内容は三日の内容を出るものではない。但し、その批には「張月波がもし財産である土地を占據したのであれば、皆を集めて理を説いて返還させるように。」<sup>(28)</sup>と記されている。張蔡氏は九月十五日にさらに告状を出し、「私は批に従って族人と協議しようとしたが、族長の張紹豊は年老いて動くこともできない。房長の張永貴と地保の唐心田が樹華に理を説いたが樹華はその性格が凶暴でかたくなに受け入れない。どうぞ樹華を召喚して訊問してほしい。」と知縣に訴えている。そこでも、知縣はあくまで族人等で協議しようという批を下しただけで、何の對處もしていない。この後も事は進展しなかったとみえ、翌年二月四日に張蔡氏は再度告状を提出し、二月七日に關係者呼び出すようにという知縣の命令を實行するという請け書を差役が提出し、十四日と二十四日に召喚して供述がとられ、堂論が下っている。それは親族の調停の結果として、時華（同じ第三子とあることから樹華と同一人物と思われる）を（當初のごとく）張蔡氏の嗣子とする。（今後）時華（＝樹華）は母に孝をつくし、母は子の時華（＝樹華）に情をかけ、時華（＝樹華）は毎年母が生活するうえで必要な米を渡して生活の面倒を見るように、<sup>(29)</sup>というものであり、繼嗣を換えることを望んだ張蔡氏は敗訴している。

前述したように、祖先を祀ることができるのは男の子孫であり、祖先から受け継いだ家産も男の子孫が受け継ぐべきと認識されており、實子がいないときには、夫に兄弟がいないかその兄弟など親族に息子の世代の男子がいない場合を除いて、夫の兄弟の息子をはじめとする同宗昭穆相當者を嗣子として迎えるとされていた。これに反した場合、すなわち娘婿や娘の子、あるいは小さいときから養つてきて老人となった自分たちの世話をしてくれている者を、祖先の祭祀を受け継

ぐ嗣子にした場合は勿論、こうした者に家産を繼承させた場合にもほぼ必ずトラブルが発生する。夫が生きていようと死んでいようと、夫の兄弟が訴訟を起こせば、兄弟がおおむね勝訴している。しかし、以上に述べた案件のように、寡婦が夫の兄弟の子を嗣子として迎えたものの、その子が孝養を盡くさないなどの理由で換えたいという類の訴えは、地域の別なく少なくない。但し、ここで注意しなくてはならないことは、上記の案件にも示されているように、官権力はあくまで調停機関にして訓示を垂れるのみで強制力はなく、實際の處理は夫の一族に任せられるということである。張樹華と張蔡氏の案件のように、繼嗣が親族である場合、夫の一族が寡婦の言い分を聞きいれないことが多い。しかし一方、この案件に見られるように、夫の一族が官の指示にもかかわらず動かないとき、寡婦は何度でも訴える。

繼嗣への不満を訴えた案件は他の地域でもしばしばみられる。例えば、徽州黟縣の郭查氏は次のように訴えている。

「夫も息子も嫁も亡くなった（私）郭查氏は江錦華の次孫で十歳の興鐘を婿王廷玉に憑って繼嗣とし、育て成人させ、實子の如く教育もし結婚もさせた。ところが興鐘は生業に務めず、ひねもす遊んでばかりいて悔悛しない。そこで江家に送り返そうとしたが、婿の再三の勧めで、田を分給し、自分で耕作し生活することを許し、前のように戻ることを願い、興鐘は氏（私）の嗣子として、廢するには至らなかった。ところが、その後（興鐘の）放蕩はひどくなり、悪いやからの誘いに乗って氏（私）が給した塘田の田租を密かに典し、生きているときは衣食費とし、死後は棺やそこにかける布の費用とするつむりの氏（私）の贖産を賣ろうと謀った。賣ってしまったからでは遅いので、厳しい批を出して盜賣を防ぎ止めてほしい。」<sup>30</sup> というものである。この郭查氏の訴えに對して、知縣は、親族を集めて厳しく諭すように、それでも悔悛しないようであれば、上稟し追究するのを待て、<sup>31</sup> という批を出している。この案件は前の案件と異なり繼嗣は親族ではない。しかし、知縣はここでも親族による解決を求めている。宗族關係を以って治めていこうとする官の考えを反映しているといえよう。

(二) 家産に關わる事例

家産に關わる事例は承繼の問題と關係する。ここでは巴縣の「乾隆四十二（一七七七）年齊廷楹具告齊魏氏爭占絕產案」<sup>(32)</sup>をみてみたい。このときの原告は齊魏氏である。齊魏氏は九月十日に稟狀を提出し、これに對し被告齊廷楹は十八日に訴狀を提出したが、齊魏氏はこの訴狀を受けて十月七日さらに稟狀を提出した。二回の齊魏氏の稟狀を整理すると以下の如くである。齊魏氏の夫の祖父齊道安には禮、武、斌、芳の四人の息子がいた。禮には廷雄という息子がおり、その妻は譚氏であり、この二人には子がなく、武には妻子がなく、斌には廷英という息子がおり、その妻が魏氏であり、二人には秉鑒という一人息子がいる。芳には三人息子がおり、長男が廷儒、もう一人が廷楹であり、廷儒の次子が秉勛である。禮、武、斌の死後、道安は家産を三等分し、廷雄に羅家埭の土地（最初の稟狀では、道安自身の老後の生活費を出すために分けずに留保したとある）と石砮灣の土地を、廷英に上堡子の土地と家屋などを、芳に自身が購入した新房子という地名の田地を分與した。さらに廷雄は子がなくまま亡くなったので、乾隆十六年道安は石砮灣の田地を廷英に分與するが、當面は譚氏が租を受け取ること、羅家埭の田地は芳に分與し、芳はそこからあがる租のうち毎年十八石を譚氏にわたすこととし、譚氏亡き後はそれぞれが管理し租を受け取るとした遺言書を書いた。しかし、芳の子廷楹は羅家埭の土地を二千餘金で賣つてしまった。三十一年、譚氏と廷英は口論となり、石砮灣の田土は廷英の管理下に置くという契約を交わした。三十九年、廷英が亡くなり、今年譚氏が亡くなった。ところが譚氏が亡くなると、廷楹は契約書を偽造して秉勛を譚氏の繼子としてしまった。そして廷楹は私（魏氏）が寡婦で子が幼いことに乘じ、譚氏の殘した裝飾品や衣類などをもち去り、譚氏の居宅に入り込み、廷英が管理していた譚氏の石砮灣の田地を占據し、齊廷貞に佃させてしまった。そこで訴える、というものである。この九月十日の齊魏氏の訴えに對し、齊廷楹は十八日に訴狀を提出し次のように言う。廷英は惡賢く欲深く、自分には子が一人だけなのに強引に二房の武の繼子とし武の家産を横領してしまった。その後長房の家が絶えると廷英は

霸占しようとした。乾隆三十一年、前任の段知縣のときに告訴し、秉勛を譚氏の繼子とするようにと命じられた。それなのに秉鑒は母の魏氏を支えて私を訴えてきた、と辯明している。しかし、魏氏の言によれば道安が家産を分けたのは武の死後であり、武個人が入手した資産があった可能性は皆無ではないが、秉鑒はあくまで武の宗を繼いで武を祭るだけで父祖からの家産の繼承はなかったはずである。この案件はその後についての資料がないためどのような結果となったかはわからない。但し、様々ないきさつを除けば、一般的にいえば、斌の子は廷英一人であり、その子も一人であるのに對して、芳には息子が三人おり、その長男には少なくとも二人以上の息子がいるのであるから、秉勛が譚氏の繼子となるのは當然ともいえる。

### (三) 夫妻間などの紛争事例

ここでは巴縣の「同治二（一八六三）年江朱氏因夫婦口角鳴冤<sup>(33)</sup>」という夫婦の紛争をとりあげる。江朱氏は次のように供述している。

「同治四年に榮昌の江福昌が重慶に来て交易を行っていましたが、私に『私の妻は病氣で亡くなったので、媒酌人によって貴女を繼室としたい。』と言い、（私は）輿入れしました。このことに間違いはありません。去年福昌は私を連れて故郷にもどりました。そのとき私は彼の妻がまだ健在であることがわかりました。數日して彼は重慶に戻りました。前妻黄氏は私としょっちゅう口げんかをし、頻繁に亂暴して辱しめることを言つたため、（私は）どうすることもできず轎を雇って重慶に戻りましたが、福昌もまた私に對して暴力をふるい、（このことは）隣家もみな知るところとなり（彼を）諫めました。が止むことはありませんでした。ところが思いかけないことに、（彼は）商賣で損をしたため、私を連れて沙市に行き嫁として賣ろうとしました。しかしそのときは私は承知しませんでした。そののち彼は憂鬱な氣分からしばしば私に賤しいこと（＝賣春）をやるよう迫りました。（私はこれに）従わず、彼に道理を説いてくれるよう隣人に頼みました。

彼は多勢と對立することは難しいと思ひ、以後賤しいことをするよう私に厳しく迫ることもなくなり、事はおさまりました。ところが突然今月十六日の夜、彼はまた一人の人間を連れて家に來て私に彼と同宿させようとなりました。そこで私は道理にもとづいて責めいろいろと言つたところ、彼は死ぬほど私を殴りました。やつとの思ひで衙門へ訴えに來ました。今知縣代理様のお裁きをいただいたところ、江福昌に私を連れて歸らせ、以後は仲良くし、二度と面倒を引き起こさないようとのことです。<sup>(34)</sup>

この案件は江朱氏の供述と江福昌による簡単な辯明の供述のみであり、詳細な事實關係はわからない。<sup>(35)</sup>しかし、資料が残っていることから案件として受理されたことがわかる。

#### (四) 問題のある息子を母親や姑が訴える事例

寡婦が實子を訴えている案件として、巴縣の「同治二年以逆欺佔霸事」がある。李李氏七十七歳には三人の息子がいたが、夫が亡くなったため家産の分割を行ったところ、長男の李子才が弟の子福が受け継ぐべき田と地とを力づくで横領した。そこで子福は道理を説いたが子才は愈々横暴となり、切羽詰つてお上に訴え出ようとしたところ、人々に止められた。悪逆な息子がかえつて曾麻子や程老八ら大勢で子福に農作業をさせないようにした。皆で理によつて事を終息させることが難しく、逆らう者は頑なで許し難い。そこで（知縣が）呼び出して厳しく追究するようお願いする、<sup>(36)</sup>というものである。抱告は李子福である。本件は告狀以外の資料がないため詳細はよくわからないが、原告の抱告と被告兩者の母親が原告となつている。おそらくは弟が兄を訴えることは長幼の序を亂すと考えたからであると思われる。このほか、巴縣の「同治二年譚田氏稟譚濬川在外不務正業回家透掣衣物家具一案」では、實子が言うことを聞かず、黃了頭等の誘いによつて家具などを持ち出し賭博やアヘンに使い、（外で借金をし、相手が）多人數で家に來て騒ぎを起こし、族戚の戒めも聞かないなどとして母親が實子を相手に訴訟を起こしている。<sup>(37)</sup>また、「道光十五年（一八三五）年八月二十九日牛廖氏首狀」<sup>(38)</sup>は息子が浪

費し妻を殴り母親や親族が諫めてもきかないので縛つて送るといふものであり、「道光十六（一八三六）年正月二十八日黃李氏首狀」もほぼ同様の内容である。ほかに徽州黟縣の例として實子がいないために、幼小時から育ててきた義子を訴えた例もある。これらの中には犯罪といえるものもあるが、多くは前述したように息子に手を焼いた母親が知縣によって叱責し懲らしめてもらおうというものであると考えられる。

（五） 租佃、債務關係に關わる事例

太湖廳の「光緒二（一八七六）年十一月、芮王氏呈控陸用才欠租措還等情一案」は次のような案件である。原告芮王氏は二十一歳の時夫に死なれ、その後五十年間張家で傭工すなわち給與を得て働く者として雇われ、家がなかったため、張家に住み働いてきた。しかし、後で供述しているが、太平天國の亂によつて主人の家が零落したために退職し、それまで貯めていた十五千文で桑地三分四釐を購入し、同治十二（一八七三）年、その土地を敷金一千五百文、毎年二千四百三十文の租、五年満期の契約で陸永才に小作に出した。ところが陸は同治十二年分の錢千文相當の野菜二百斤を納めただけで、租を少しも拂わない。土地を買った金は一生苦勞して貯めた金であり、今後生きていくために用いるものである、<sup>(4)</sup>として芮王氏は陸を告訴している。ところで、原告はほとんど租を得ていないにもかかわらず十年以上も生活してきている。そのことは、訴訟の對象の地は資産の一部にしか過ぎないこと、十五千文は貯めた金の一部にしか過ぎないことを示しているともいえる。もともと多少の資産があつた可能性を否定することはできないが、女性が一人で生活していくことが可能であつたことを示している事例ともいえる。

この太湖廳の案件の原告となつた女性は傭工とあるように、あくまで給與を得て働いている。これに對し、巴縣の例として婢であつた者が主人の家を離れた例がある。その概要は以下の如くである。周宗禮が兄嫁の世話をするために婢として春香を買つた。年齢が二十八歳となり、嫁がせるべきであつたが、春香は身體に障害があつたため、娶らうとする者が

いかなかった。そこで自分から出家して妙慧という尼になった。<sup>(42)</sup> そのとき彼女はそれまで金銭を貯めており、また彼女が婢として世話をしてきた兄嫁が二十兩をわたした。<sup>(43)</sup> その後寡婦の揭姜氏が妙慧から三十六千文を月利二分で借り、さらに三十四兩を借りた。しかし、揭姜氏に返金を迫ったところ揭姜氏に指を噛まれたとして妙慧は訴え出ている。この案件は、揭姜氏による（妙慧の）銀兩の未返還については字約がないので追討を免れる、という結論となっている。<sup>(44)</sup> 後述するように、巴縣においては良民から賤民となる女性の賣身が行われた。この問題は次章にて述べたい。

(六) 夫に代理して訴えた事例

夫がいる場合は夫を越えて訴訟を起こすことは少なかったが、夫を促して訴訟を起こさせたこともあったであろう。また夫が不在の場合に妻が訴訟を起こしている事例もある。例えば『順天府檔案』の道光十二（一八三二）年の郭王氏による訴えがある。<sup>(45)</sup> 車領の劉殿一と書手の王殿元等が郭王氏の夫を郷保（保正）に當てると脅して金銭を要求した。錢を渡したため、劉殿一と王殿元は史朝相を充てた。後に史朝相が罷免されたため二人はまた氏を脅して錢を要求し、これも支拂ったため張美玉が充てられた。今年張美玉が罷免され、再度氏の夫を充てようとしたため夫は恐れて逃げ出し、郭王氏が矢面に立つこととなり、實弟を抱呈として氏が訴え出た事例である。<sup>(46)</sup>

また、徽州の「光緒二十三（一八九七）年休寧李王氏告績溪商人恃強措欠案」<sup>(47)</sup>の概略は以下の如くである。李王氏の夫で屯溪で泰來靛青行という藍の販賣會社を經營している貢生である李維城は、かつて欠損の支拂を拒んでいる績溪縣の染色工場の經營者を訴え、すでに諭を被った。しかし、債務者等は未だ返済を拒否しており、そこで休寧縣に住む李王氏が夫に代わって再度績溪縣の衙門に抱呈をたてて訴え出たものである。何故夫でなく彼女が訴えたかについては、「私の夫は批を奉じこのうえなくありがたく思っておりますが、憐れむべきことに夫は纍を被つて後、さらに困窮し毎日の食事もままならなくなり、昨年十二月四日に對處方法を圖るため江西省の私の親族の所に行きました。私は郷里の收支を長く

放っておいては生活できないと懸念し、人に取り立てに行ってもらいましたが、未拂いの九家が頑として拂わずどうしようもありませんでした。」とあることから夫は江西省に行つたまま歸つて來ず、夫の指示か彼女自身の判断で訴え出たとも思われる。

#### 四、女性の賣身について

筆者はかつて拙著の中で賣身について言及した。<sup>(48)</sup>徽州文書の中の賣身文書の多くは管見した限りでは男性の賣身である。女性については少ない。勿論、徽州には巴縣のようには大量の訴訟文書が残つておらず、文書の多くは契約文書であり、土地など不動産の文書とは異なり、人身賣買の契約書は契約対象たる人間が死亡すれば廢棄されたとも考えられる。しかし、單にそれだけの問題なのであるうか。なぜなら、巴縣の文書資料には日常のかつ組織的に行われていた女性賣買とりわけ誘拐して賣却する案件ないし文書が多いからである。<sup>(49)</sup>なぜ巴縣には女性の拐賣が多いのか、李清瑞氏は次のように説明する。明代中期以降、四川では白蓮教徒の亂、李自成や張獻忠等の侵入、吳三桂が王屏藩を四川に派遣して攻めさせるなど戰亂が頻發した。また明末清初に水旱災害が頻發し多くの人口が失われた。明代萬曆<sub>十六</sub>（一五七八）年に約五百萬人あつた四川の人口は康熙<sub>二十四</sub>（一六八五）年には約五十萬まで減少したとされる。これに對し清朝政府は四川から各地に逃れた人々を戻す政策と移民を促す政策をとり、このことによつて乾隆<sub>六十</sub>（一七九五）年には一千一百萬人、巴縣だけで十三萬三千人餘に達したとされる。<sup>(50)</sup>しかも雍正<sub>五</sub>（一七二七）年に移民政策が停止された後も巴縣は水陸交通の便がよかつたことから客商をはじめ多くの人々が出入し、人口移動は著しかったと思われる。こうした地域においては單身の男性が多く女性が不足する。巴縣において女性賣買とりわけ誘拐して賣却することが多かつた背景には以上の狀況があつたといえるであろう。また、『順天府檔案』「法律詞訟」の「拐騙婦女、販賣人口方面の案件」は乾隆年間のものはないが嘉慶年間以降千三十四件ある。順天府寶坻縣是北京の南東八十五キロにあり、農村地域とはいえ人の移動が多い地である。

前述したように『徽州文書』中にも賣身文書が残っているが、その多くは男性の場合であり、しかも契約作成者の多くは賣られる者が幼い場合を除いて本人である。雍正年間に「丐戸」「墮民」「九姓漁戸」「蛋戸」が賤籍から轄除され、さらに乾隆三十六（一七七二）年の例により、各省の「樂戸」、浙江の「惰戸」、「丐戸」、廣東の「蛋戸」などが賤民から良民とされたほか、安徽省徽州、寧國、池州三府の「世僕」も、祖先が田主の田を佃し田主の山に葬られている者は主人の戸籍から離れることは許されないとはいえ、賤民から良民とされ、三代以降の子孫は科擧受験資格を得、また賣買契約が乾隆元年以後の白契による者で丁冊に記入されていない者は身を贖して（良）民となることを許すとされた<sup>53</sup>。以後の徽州の實質上の人身賣買契約のほとんどは僕ではなく義男として行われている。

## （一） 身賣りの目的と訴人

對價を受け取って女性を相手にわたす事例として、嫁（妻）、妾、養女、使女、婢、娼がある。妻と妾はともに正式な婚姻である。しかしながら、婢と娼が賤民であり他は良民とされるとはいえ、妻や妾も場合によっては人身賣買という面をもつ。とくに貧しい家では娘や親族の女性の婚姻は賣身とほぼ同じ意味をもつ。妻妾を典したり賣ることについては『大清律例』「戸律・婚姻門」「典雇妻女律」に「もし妻や妾を金錢を受け取って人に典して貸し妻や妾とした夫は杖八十。娘を典して貸した父親は杖六十。女性は罰しない。もし妻や妾を姉妹だと偽って人の嫁とした場合は杖一百、妻妾は杖八十。知つていて娶った者も同罪。」とある。ここでは典だけで賣については書かれていない。しかし妻妾が夫の意に背いて逃げるなどの理由なくして夫や父親が妻妾や娘を賣ることは以上の法の文脈からいっても認められていなかったと考えられる。なお、妾についていえば、原則として妻に嗣子が生まれない場合やその他やむを得ない場合に妻の承認を得て妾を迎えることができるとされている。例えば北京を含めて外地に赴任した官僚は兩親の世話や家を管理するために故郷に妻を残し、赴任地に妻の承認の下で妾を置き、職を辭して故郷に歸るときは多く妾を同行した。客商として長期に外地に

滞在する商人も妾を居住地に置く例が少なくない。歸郷する場合に同行するかどうかは契約次第であったが、連れて歸るときには更に金銭を加えて支拂う例も見られる。<sup>55)</sup> また妻の子も妾の子も男子であれば家産は均等に分割されたが、<sup>56)</sup> 夫の死後妻が夫の家の家産を處分する際には成人した息子がいても妻すなわち母親の承認を必要としたのに對し、妾には家産に對する權利はなく、再嫁するか生活費を受け取れるかどうかも夫の息子の考えに任されていた。女(むすめ)とする目的は、將來息子の嫁とするか、徽州の義男のように婢を含めて使用人とするか、そして一定の年齢まで育てて嫁であれ娼であれ轉賣するかのいずれかである。なお、養女も含めて彼女等は戸籍上は良民であった。これに對し、婢と娼は賤民とされた。そのため女性自身も婢や娼にされることを忌避した。資料上で使女と書かれている者が婢すなわち賤民とされたのか、良民である傭工であったのかは不明である。誘拐して賣却する場合の金額について李清瑞氏は、三百五十文から三千文までの數字を擧げられているが、<sup>57)</sup> 時期や狀況によつて幅がある。筆者の管見の限りでは妻であろうと婢であろうと數千文から七千文程度が多い。

ところで、ここで嫁(妻)や妾や養女とする場合も並列して記したのは、『巴縣檔案(同治朝)』〈命案〉No. 2107(婦女) No. 7097のような名目は嫁(妻)や妾や養女であるが實際は婢や娼として賣る事例があるからである。少なくとも巴縣の場合、再嫁であろうと妾、婢であろうと娼であろうと、妻や妾や娘や父親を失つた姪を家が貧しいとして賣る例は多い。<sup>58)</sup> また幼女を將來息子の嫁とするにせよ、妾とするにせよ、養女にするにせよ、買った者の家が貧しくなり生活がたちいかななくなつたためやむを得ず賣つたと彼等は辯明しているが、もともと轉賣するつもりで買ったと推測される例も少なくない。例えば「道光二十七年(一八四七)年二月二十三日張三德供狀」では、張三德は次のように供述している。「金弟は私の妹です。私の父が亡くなり母は再婚することとなり、道光二十五年に張老三が仲介人となつて私の妹金弟を孫益千の息子(に童婚させて)嫁とすることになりました。まだ幼いので夫婦にはなつていません。去年十二月張老三は孫益千とぐるになつて妹を東水門開困子の陳姓に賣り、歌を習わせて娼とし、銀四十兩を受け取りました。後になつて私は知り、

母の兄弟楊登科たちに報じ役所に訴え出た次第です。」<sup>(59)</sup>とあり、供述の内容から張老三と孫益千は最初から娼にするつもりで童婚という名目で幼女を入手したと推測される。

それでは、これら女性賣買に關する訴訟はどのような場合に誰によって行われたかについてみてみたい。例えば、巴縣の「同治元年以女嫁配他爲妻他不務正業因逼女爲娼妓情」の案件では、莫馮氏の娘の夫が生業に就かず、娘に耐え難い暴力をふるったうえ、娘を娼妓として賣った。娘は逃げ出して生家に歸ったが、夫が來て娘に家に歸るよう迫り暴力をふるったので、娘は寺に逃げ込み髪を切った。そのことを知り母親が娘婿を訴える、というものである。<sup>(60)</sup>結果は離婚が認められ、莫馮氏は娘を取り返している。そのほか、巴縣には「乾隆三十九年八月仁里二甲王仲遠縱妻賣娼案」<sup>(61)</sup>など娼妓への身賣りに關する案件は數多い。なお、夫とその一族を訴える場合は妻自身ではなく實家の父母が原告となっている場合がほとんどである。

## (二) 婦女賣買の違法性と組織的賣買

以上で述べたように、倫理や法に反するとはいえ、巴縣の訴訟文書や契約文書を見る限りでは、少なくとも巴縣において家の年配者以外の女を賣ることは當然のように行なわれ、大目にみられていたようである。しかし、それはあくまで家族や親族が主體となつて賣る場合であつて、誘拐して賣ることは違法とされ嚴重に取り締まられていた。李清瑞氏の著作はこの問題をとりあげたものである。氏は『大明律』では、策略を巡らせて人を略奪し賣却することを禁止しているが、清代順治三（一六四六）年に「良民を誘拐し人に與えた者、良民を略賣して奴婢にした者は皆杖一百、流三千里とする。妻妾子孫とした者は杖一百、徒三年。」という條文が加えられたとしている。また『大清律例』「刑律・賊盜律」「略人略賣人律」の條文の増修條例は多く四川と貴州一帯に對して制定された法規であることも指摘されている。なお誘拐が暴力によらず「和同相誘」すなわち賣られた者の同意のうえで奴婢とした場合は、誘拐した者の刑は暴力による場合と同様で

あるが、妻妾子孫とした者は杖九十、徒二年半とされ、賣られた者が十歳以下の場合には多少輕減されるほか、狀況によって刑罰の輕減措置がとられている。<sup>62</sup> また『巴縣檔案』を見ると組織的に購入して賣ることに對しても嚴しく對應していたことがわかる。なお『巴縣檔案』には乾隆年間、誘拐や人身賣買に際して外來の者が本地の地痞無賴すなわちごろつきと結成した「囑嚙」と稱される存在が目につく。<sup>63</sup> 組織的に購入して賣ることに對して嚴しく對應していたことの背景には、これら「囑嚙」の猖獗を取り締まることが急務であったことも考えられる。以下、例を舉げてみてみたい。

例えば、「劉世洪出賣侄女文約」中には「もしこの女に素性がはつきりしないこと、幼児のときに誘拐されて結婚させられたこと、あちこちに移されていること、物を盗んでひそかに逃げたことなどがあれば、劉世洪と妻と媒酌人と證人と中人がともに極力事に當たり、林姓（＝買い手）とはかかわらない。」<sup>64</sup>とあり、また「文羅氏主婚字約」中には「もし素性がはつきりしないこと、幼児のときの結婚、いるべき所からの逃亡や誘拐などということがあれば、文羅氏が媒酌人とともに身を挺して事に當たり、責任逃れをしない。」<sup>65</sup>とある。これらの契約書から誘拐によって、あるいは幼児を結婚目的で賣ることや轉賣は禁じられていたことがわかる。また「道光十二（一八三二）年七月二十六日胡在應告狀」に「私の姉の夫曹應萬には一女曹閨姑がおります。道光七年媒酌人によつて頼文洪の子頼三と童婚させることになり、童養媳として相手方の家に入りました。今は已に夫婦となつて二年たちきちんとしております。ところが思いがけず今年の二月姉の夫が物故し、姉は再婚することになりました。突然今年の六月二十九日にはからずも、頼文洪は閨姑の父が亡くなり母が再婚し（父方の）伯父や叔父など近親者がいないことに乗じて、閨姑を賣ることにしました。突然今月二十二日に閨姑が私の家に逃げ込んできて泣いて事情を訴えますに、張老四と田老六を媒介人として、閨姑を吳方吉に妾として賣ることにしたとのことです。（吳と）結婚するまでもう一カ月もありません。方吉は（私に）河を下つて豊都に連れてくるようにと要求しています。方吉は今五十餘歳であり、閨姑はやつと十六歳です。」<sup>66</sup>とあり、幼児婚は望ましいことではないと認識していたとはいえ、罰されることはなかったと思われる。童婚、幼配、童養媳の例は徽州など他の地域にも多くみら

れ、小説などにも悲劇として書かれている。但し、その多くは幼児のときに貰われる場合が多く、生まれてすぐにもらわれ、義母の乳で將來の夫とともに育てられるという例は、管見の限り「童養媳の悲劇」を描いた小説などでは多くない。しかし、むしろ嬰兒のうちにもらうという方が童養媳の本來の姿かもしれない。息子の嫁を嬰兒のときにもらい或いは買いい、姑の乳で育て、將來の夫と姉弟もしくは兄妹のように育てたならば、童養媳と同様息子の妻を廉價で得られるメリツトのほかに、息子と嫁の年齢差が少なく、幼いときから姉弟もしくは兄妹のように育ち、相性が悪くなければ、仲よい夫婦となる可能性もある。姑も自分の乳で育てた嫁であるから、嫁と姑の確執も弱くなる可能性がある。

ところで、嫁（妻）とりにせよ、妾を迎えるにせよ、養女とするにせよ、婢などの使用人にするにせよ、必ず媒酌なし媒介する者がいる。これらの人々は多くそのことよつて金錢を得、商賣としていたと思われる。その額は例えば、「乾隆五十三（一七七八）年三月十一日雷波撫夷府移巴縣關文」では、十二千文で賣り、仲介者の蘇氏はそのうち五千文を得ている。<sup>(88)</sup>

賣る者が夫や親および關係親族であつても人身賣買は違法とされていたとはいえ、訴訟文書や契約文書を見る限り、現實には夫や親および關係親族による個人の行爲である限り暗黙裡に認められていたと思われる。しかし、とくに人身賣買が日常のかつ組織的に行われていた巴縣では良民の女性を賤民である奴婢や娼とすることや賣春については厳しい取り締まりが行われた。そうした行爲を取り締まった案件として以下三件を示す。

「乾隆四十八（一七八三）年三月初二日巴縣申」には、「報告して事を明らかにします。乾隆四十八年三月初一日（缺）何其連等が女子を江北の蠻營に賣つて娼としようとした。何其連等は銀二錠を（差役に）わたし、（差）役に稟を提出しないよう頼みました。隠したり延ばしたりせず縣衙に連れてきて稟して取り調べをしていただかねばなりません。」とあるが、その後各人の供述が記されている。それによれば、牟永洪は（四川）碁江縣の人であり、楊青秀の家の馬小女一人を買つた。牟安文は貴州仁懷縣の人であり、楊青秀に會い、楊が買つた來福等四人を江北に連れていくように言われ、

二月二十日に楊青秀の家に送った。袁其用も貴州仁懷縣の人であり、苗女と張女の二人を江北に送り、苗女を江北の中街の楊老四に賣り十九兩を得た。張女は楊老四の家に寄宿させ彼に賣ることを託した。何其連も貴州仁懷縣の人であり、二月に楊青秀に會い、何其連が買った楊姑、王姑、鄭姑の三人を江北の蠻營に連れていくよう楊青秀に言われ、楊姑と王姑を營の馬老三の家に賣り、銀七十二兩を得た。鄭姑は楊青秀が賣った。牟志賢も貴州仁懷縣の人であり、綦江縣で楊青秀に會い、牟志賢が買った陳西女と李三女を江北に連れて行き李三女を馬老么に賣り、三十兩を得た。陳西女は馬老么の家に寄宿させている、とある。この件については、楊青秀らを捕えること、馬小女等十四名を召喚し調べるよう批が降っている。<sup>(70)</sup>この事件から組織的に人身賣買が行われていたことがわかる。

「嘉慶元（二七九六）年二月初四日巡海道府差役郭恆稟」には、「報告して事を明らかにします。情況については（以下の如くです）、今月三日牌を奉じて巡察しておりましたが、正午近くに東水廂の河邊に至りましたところ、□船一隻が目に入りました。中には幼女三人が乗っていました。前に行つて訊問したところ、いつも販賣を行つてゐる張姓一行二人がいて、いつも販賣を行なつてゐる袁姓、曾姓、吳姓等載せて江西へ行くところであるなど申しました。彼等は事が露見したとみて、我々差役等に銀三兩をわたし、報告し究明することを免れるよう頼んできました。しかし私どもは隠したり延ばしたりせず、當然のことながら張姓二人と幼女三人、袁姓、曾姓、吳姓ならびに紅岩坊の包賣の朱奇をすべて縣衙に連れて行きます。（彼等がよこした）銀ともども納めご報告します。」<sup>(71)</sup>とある。これも前記の資料と同様、賣り買いする幼女を船で運んでゐる例である。

「道光二十（一八四〇）年十月初三日廖端等供狀」には、廖端が妻に賣春をさせた案件について書かれてゐる。すなわち若い頃巴縣に來て小菜を賣つて生計を立ててゐた廖端は商賣がうまくいかなくなり他に方法がないため、妻廖鄒氏を李楊氏の家に行かせては賣春をさせることにした。毎月千三百文を廖端が受け取ることで話がつき、承認した字據を作成し、李楊氏が受け取った。今年九月二十九日に李楊氏の家に行き錢を要求したが、李楊氏は肯んぜず、お互いにのしりあつ

たが、王老三等が棍棒をもつてきて争うかまえてあつたので廖端は事情を捏造して訴え出た。しかし、審訊をこうむり、事情を捏造して訴え出たこと、また妻に賣春をさせたことは責められ懲らしめられることであり、妻を連れ歸る、<sup>(72)</sup> というものである。他方被告李楊氏は、「私の夫は早くに亡くなり、重慶の太平門の外に住んでいる。そこに廖端が妻の廖鄒氏を連れてきて賣娼させたいと言った。金銭や契約については廖端の言うことと同様である。但し、廖端は毎月千三百文だけではなく、屢々錢文を要求したが果たせず、今年九月二十九日にまた來て錢を要求し騒ぎになった。」と述べている。<sup>(73)</sup> この案件は前の二件に比べて小さな事件である。被告李楊氏は青樓を經營していると思われ、王老三等はその店の男衆である。この場合は娼として賣るといふのではなく、住みこみで賣春させ毎月金を受け取るという形であつたらしい。この件については、妻を娼とすることを禁じ家に連れ歸るようという諭が降っている。また李楊氏も廖鄒氏を留めて賣娼させるべきではなく責められることであるとして、返すと述べている。但し、この案件は喧嘩になつたため訴え出たのである、そうでなければ訴訟にはならなかつたであろうが、少なくとも知縣としては、夫が妻を賣つたり賣春させることを認めなかつたことを示している。

### おわりに

以上、紙幅の関係から必ずしも十分な事例を示すことができず、また各事例を十分に分析したとは言い難いとはいえ、訴訟關係文書を通して、清代中國において女性がどのような場合に訴訟を起すか、さらには彼女らはどのような立場に置かれ、どのように生きようとしたか、いくつかの事例を提示し考えてみた。

宗族について言えば、族員間で解決できた問題は訴訟文書には現れない。それは民間の文書として誓約書などの形で残される。しかし、宗族關係が強固な徽州でも族員間における紛争終結の結果作成された誓約書で残されているものは多くはない。むしろ承継や家産に關する場合、明代以降宗族が強い力を持ち、本文中でも述べたように、そのことが比較的

い族員間の紛争の原因となっている。換言するならば、宗族関係は紛争の解決システムとして機能するというよりは、むしろ紛争の火種となっている場合が多い。家族について言えば、夫が妻に暴力をふるったり妻を賣るなどの行爲を行った場合、夫とその血縁者は必ずしも自己を守ってくれる存在たり得ない。實家の親とくに父親は、娘が賣却先から逃げた場合は娘を賣った當事者であることから、賣却先に娘を送り返すことも珍しくない。但し、實家の母親と兄弟は娘なし姉妹の救助者として行動している例がほとんどである。

彼女等の訴訟は、深刻な重大事件からよくあるような夫婦喧嘩まで幅広い。訴訟を起こすには金を必要としたが、貧しい寡婦のような者も訴訟を起こしている。これは訴訟相手から金を得られるという見通しを當時たてられたということと、その見通しによって金を貸す者がいたことを推測させる。いずれにせよ、法律上は女性の訴訟が制限された時代であるが、実際には彼女等（そのほとんどは寡婦であるが）は頻繁に役所に訴え出ており、かなりの数の訴訟が受理されているといつてよいであろう。

次に、巴縣と徽州府あるいは太湖廳には共通する例が多いとはいえ、案件によっては違いが目立つ。女性を誘拐し賣るという行爲は巴縣と順天府、とりわけ巴縣に著しい。徽州にせよ山西にせよ、商業に従事する家の家庭内での女性の力はかなり強い。徽州や山西の商人が主に外地に出て活動しているのに對し、巴縣は出ていくと同時にむしろ外地から人が入ってくる都市でもある。巴縣における女性賣買は組織的であり、その組織には貴州など多く外地の者が關與していることもこのことに關係しているかもしれない。

今日の中國では誘拐した幼児を子を欲する者に賣ることが問題となっている。これは國營企業の解體や農村の變容によって老後の生活が保障されなくなったためである。經濟の發展は諸物價の上昇を招き、多少の蓄積では老後の保障足り得ない。そのため人々とくに貧しい人々にとって老後の生活保障のために子を欲する。當然のことながら今日と清代における誘拐と人身賣買の理由や社會背景は異なる。しかし、人を誘拐し賣買するという行爲が日常的であつた清代巴縣の状

況をみると、誘拐と人身賣買が「問題解決」の方法として容易に選擇される意識が存在していることを否定することはできないかもしれない。

## 注

- (1) 四川大學歴史系・四川省檔案館主編『清代乾嘉道巴縣檔案選編（下冊）』四川大學出版社、一九九六年、九二頁。
- (2) 董壽平・李豫主編『清季洪洞董氏日記六種』（北京圖書館出版社、一九九七年）中の「佩藝日記」の著者馮婉林（一八四八—一九一五年）は山西省代州の人で董文燦の繼妻である。男性によって書かれた日記のほとんどの記述は天候と自然災害、農作物の收穫状況のほか、多くは讀んだ書物の内容とそれらに對する感想や意見、來訪してきたり、逆に訪問した友人や知人と交わした話の内容であるが、「佩藝日記」もほぼ同様である。（本資料は夫馬進氏に教示された。）
- (3) 例えば光緒二十四（一八九八）年に、山西省祁縣の商人武氏の家に残っている妻王氏が、商業に従事するためドロソールに赴いている夫とは別に江蘇に赴いている息子維賢に宛てた書簡がある。これは私信であるが當時の商人の妻の文化水準と生活を知る手懸りとなる。その内容は、家庭のことか商賣に關することであり、資金調達状況や市場動向について書いている。ほかに數通の一家の書簡があるが、いずれにせよこれらの書簡から讀み取れることは、商賣のため外地に出ている夫は妻を共同經營者にして故郷の情報発信者として扱い、家に残った妻は夫や息子に對してハブ機能を果たすと同時に家の運営や事業經營の共同責任者であったことがわかる。（本資料は筆者が山西省太原にて入手したものである。）
- (4) 訴訟裁判を通して女性について研究した論者には、賴惠敏「情欲與情罰…清前期犯奸案件的歷史解讀（一六四四—一七九五）」（『近代中國婦女史研究』一九九八年第六期）、同「婦女、家庭與社會…雍乾時期拐逃案的分析」（『近代中國婦女史研究』二〇〇〇年第八期）、阿風「明清時代婦女的地位與權利——以明清契約文書、許訟檔案爲中心」社會科學文獻出版社、二〇〇九年、五味知子「貞節」が問われるとき——『問心一隅』に見る知縣の裁判を中心に——（『中國女性史研究』二、二〇〇八年）、『誣姦』の意味するもの——明清時代の判牘・官箴書の記述から（『東洋史研究』七〇—四、二〇一二年）、李清瑞「乾隆年間四川拐賣婦人案件的社會分析——以巴縣檔案爲中心的研究（一七五二—一七九五）」山西出版集團 山西教育出版社、二〇一一年、などがある。

- (5) 例えば「法律詞訟」「順天府寶坻縣等關於審理民人呈訴拐騙婦女、販賣人口方面的案件（之一）2813-174-004」嘉慶十六年十二月李伸呈狀」の末尾に印刷されている條例。
- (6) 「神衿及婦女老疾、無抱告者、不准。」
- (7) 「告婚姻、無媒酌婚書者、不准。」
- (8) 「告姦情、無確據者、不准。」
- (9) 「非姦情及命盜重案、牽連婦女、不准。」
- (10) 「神衿、婦女、老幼、殘疾、無親屬作抱告者、不准。」
- (11) 「江蘇省太湖廳檔案」「同治八年二月周晉卿呈控龔正林短給修金扣留行李等情一案」など同治年間の『江蘇省太湖廳檔案』の「狀式條例」は同文が印刷されている。
- (12) 「仕宦、舉貢、生監及年逾七旬之人或婦女、出名具詞、無抱告者、或不應用抱而混用抱告者、不准。」
- (13) 「光緒二十年續漢武生倪廣進喊控陳德福等案（中國社會科學院歷史研究所收藏整理『徽州千年契約文書・清民國編』卷三、一三五頁、藏契號H Z S 四〇九〇一四八、花山文藝出版社、一九九一年）等。
- (14) 「乾隆三十九年祁門訴訟文書」中國社會科學院歷史研究所收藏整理『徽州千年契約文書・清民國編』卷一、三八三頁、藏契號H Z S 四〇四〇三一四、花山文藝出版社、一九九一年、等。
- (15) 姚雨鄉原纂、胡仰山增輯『大清律例會通新纂』卷二十八、刑律訴訟、越訴（阿風、前掲著書一九九頁、參照）。
- (16) 同右。
- (17) 一族の者が寡婦に再嫁を強要する「逼嫁」の問題については、夫馬進氏が「中國明清時代における寡婦の地位と強制再婚の風習」（前川和也編『家族・世帯・家門——工業化以前の世界から——』ミネルヴァ書房、一九九三年）中で「やや豊かな家」と「貧しい家」に分けて論じられている。ここに挙げているのは夫馬氏のいう「やや豊かな家」であり、「貧しい家」の場合は、後述するように賣身と同様の意味をもち親や親族が婚姻や再婚を強制することが行われていた。
- (18) 「道光二十八年三月十七日孝行里哈窩庄民人胡玉瓚、文功等指契霸地一案」『順天府檔案』2812-96-142。
- (19) 當事者の抄本は告狀と訴狀の一方あるいは両方であり、供述書の寫しはなく、どのような案件であったかはわかるが、裁判の流れを知るのは難しい。
- (20) 前掲李清瑞書、三七〜三八頁。
- (21) 李銘皖等修・馮桂芬等纂、光緒九年刊『蘇州府志』卷二十一、公署一、五〜六頁。
- (22) 范金民「南京博物院藏太湖廳檔案日録一」（夫馬進編『中國地方檔案の研究』京都大學文學研究科東洋史研究室、二〇〇〇年）、參照。
- (23) 拙著『徽州商人的研究』汲古書院、二〇〇五年、第八章、參照。
- (24) 親子間の訴訟については、水越知氏が「中國近世における親子間訴訟」（夫馬進編『中國訴訟社會史の研究』京都大學學術出版會、二〇一一年、所收）において論じられている。

(24) 第二十五册「光緒二(一八七六)年正月萬順昌呈控妻母韓鄭氏縱女捲逃等情一案」。この件では妻は夫が自分を賣ろうとしたと供述している。

(25) 「竊氏故夫張載豐於同治十年十月分病故、後不幸無嗣、故憑親族議、立夫長兄紹豐第三子樹華爲子、因倫序相當、事在倉卒、未立嗣書、自承立後、以爲故夫一脈有後接續宗祧、氏暮年亦有依托、惟氏夫存屢言子姪輩均非仁厚、母將田產交付望其孝養、故氏夫死後仍靠薄產自食其力。詎嗣子樹華恨氏未將產業交出、陡易心腸、嗣父喪未期年、於上年九月遽除孝服、本年七月捏生父名赴吳邑控告、將氏牽扯案內。今又在外布散穢言污氏名節、種種奸險、除孝服欺嗣父、穢言辱母、如此不孝、何能在望其生養死葬、氏曾將情告諸伊生父及親族等、原欲另再擇立、不期均畏其兇橫、莫敢勸誡擇立、恐後啟爭端遺患將來。伏查爲人後者、不得於所後之親、例准告官別立。茲氏嗣子樹華居心奸險、不孝嗣親、攸乖風化倫常、若不呈求憲天傳案訓斥、准氏別立、則氏日受其纍、卽氏夫在泉下亦不瞑目、現幸夫兄紹豐尙有四五兩子、堪以擇立爲後、爲亟瀝情陳明叩大老爺電鑒、恩賜傳集訊斷、准氏別立、以安幽魂而慰嫡孀、再樹華先曾串同伊胞兄張月波奪去氏石榴山一塊、屋後餘地一塊、求恩一併提訊追給、更感 仁慈無涯矣、上呈。」

(26) 「據稱、嗣子張樹華種種欺貌、如果屬實大乖倫理性、已嗣兩年、何以不立嗣書應否、另行擇立、姑者房族人等妥議察奪。」

(27) 「張樹華本業開採山石人、本煩勞、加之性情凶橫、難以

理說。」

(28) 「(略) 至張月波果有佔產情事、亦可邀榮理還。」

(29) 「訊得、張時華竝無顯過、既經房族調處和洽母子如初、家長樂之、應如所議准仍以時華爲張蔡氏嗣子、自此以□子須孝母、母亦須恤子、均不得再有異言。至年貼米一節養贍須視家、家有無以爲豐儉、不須顧定數目、各具具結、完畢省拾釋、特諭。」

(30) 「彰縣十都三圖余氏文書」〇一一六「清中後期郭查氏稟狀」劉伯山主編『徽州文書』第一輯、第五册、廣西師範大學出版社、二〇〇五年。

(31) 同右。

(32) 四川省檔案館編『清代巴縣檔案匯編(乾隆卷)』檔案出版社、一九九一年、一五〇—一七頁。

(33) 『巴縣檔案(同治朝)』〈家庭〉No. 6799。

(34) 「問據江朱氏供、同治四年榮昌江福昌來渝貿易稱說、他髮妻病故、憑媒娶小婦人爲繼室、過門無異。自去歲福昌逼小婦人同他一路回籍、那時小婦人見他髮妻尙存。不幾日他就回渝、前妻黃氏屢次與小婦人口角不休、顛行兇辱、無奈終雇轎回渝、福昌又向小婦人兇橫、院鄰皆知、眾勸不息。不料他生易折本、叫小婦人同他往沙市、欲要嫁賣、彼時不允、□後他就憂氣、屢逼小婦人爲賤、不從投憑衙鄰理論、他自知情難對眾、日後永不逼小婦人爲賤、寢事。突于本月十六夜、他又忽引一人來家、叫小婦人與他同宿、小婦人理斥幾句、他就把小婦人毆打、難以過日、纔來輾轉控案下。今蒙委訊、斷令江福昌當堂把小婦人領回、以後和好、不得

再行滋事、違斷作主、就是。」

(35) 上文から、江朱氏はもと遊女のような存在であつた可能性もある。

(36) 「爲逆欺霸佔首喚訊究事。情氏夫婦生三子、氏夫物故、去八月□□等將業均分、因田夾種、長子李子才特兄欺弟、膽敢霸佔氏公□李子福熟田二畝、竝爭熟土一幅、子福投理愈橫、迫遶呈控□衆攔回。逆不從理、反統曾麻子、程老八多人、不容子福歲秧。衆難理息、如此逆頑實難寬宥、只得首懇作主、賞喚嚴究、伏乞。」〔巴縣檔案〔同治朝〕〕〈家庭〉No. 6801)

(37) 「爲逆被糾害首懇拘究事。情氏夫故孀守獨子潘川成立、殊潘川人長性變、不受教管、慣聽黃了頭、楊六、李老五等糾誘、專於在家透漏衣物家具出外嫖賭吸煙浪費、尤敢在外私借人物當□花、以致衆債來家逼索肆鬧、閤室難安、疊憑族戚教戒不改、□出莫奈、只得首懇 仁天賞拘併究、伏乞。」〔巴縣檔案〔同治朝〕〕〈家庭〉No. 6804)

(38) 前掲『清代乾嘉道巴縣檔案選編(下冊)』四七八頁。

(39) 前掲『清代乾嘉道巴縣檔案選編(下冊)』四七八頁。

(40) 「黟縣十都三圖余氏文書」〇一六「清中後期郭查氏稟狀」劉伯山主編『徽州文書』第一輯、第五冊、廣西師範大學出版社、二〇〇五年。

(41) 「略」竊氏原籍吳縣水東人、因念一歲夫故無靠、念二歲、至憲治張宅傭工、氏因無家可歸、張念氏孤苦無倚、留養在家、氏一生積畜備資、爲身後之需。於同治十二年正月分、有陸永才憑同昔存今故之張春相說合、將祖遺分授桑地一塊

三分四釐、計契價錢十五千、話(活)買與氏管業、言明五年爲滿、錢到爲贖。氏因無人耕種、仍租與陸永才耕種、言定每年租金二千四百三十文、當收押租錢一千五百文、惟十二年分收過青菜二百斤、作錢一千文、除此外分文未收。(略)〔第三十一冊〕

(42) 「道光四年三月二十八日周宗禮首狀」『清代乾嘉道巴縣檔案選編(下冊)』五一〇頁。

(43) 「道光四年四月王妙慧告狀」『清代乾嘉道巴縣檔案選編(下冊)』五一〇頁。

(44) 「道光四年四月二十日妙慧結狀」『清代乾嘉道巴縣檔案選編(下冊)』五一〇—五一頁。

(45) 『順天府檔案』28-3-155-056。

(46) 「具狀民婦郭王氏年五十七歲(略) 抱呈胞弟王師孟

爲指派鄉保屢次嚇詐錢文、叩恩作主恩作主究事。切氏與夫郭緒九無子、庄農度日、上年氏本里鄉保趙玉如被革、有本里車領劉殿一、書手王殿元稟派氏夫郭緒九接充。氏夫恐畏充膺受疊、車領劉殿一、書手王殿元藉此嚇詐氏家東錢九千五百、有永純堂交錢可問、劉殿一等始另派伊至親史朝相接充、迨後史朝相被革、王殿元又指派鄉保嚇詐氏家東錢六千、又派張美玉接充。及至今歲張美玉被革、王殿元又將氏夫與劉良等稟派、蒙黃太老爺稟傳點驗、氏夫恐畏充膺、卽出外躲避。王殿元藉此嚇詐氏東錢三十五千、管保不充、有過錢人李繼堂張自來可問、遲日氏夫始敢回家。昨於本月二十日、車領劉殿一着伊子劉夫順至氏家、云稱、伊父與王殿元意欲仍保張美玉復充、着氏再出錢、如不充摠得充膺等語。氏夫

- 聽伊之言、即出外未回、王殿元等貪心未退、似此車領書手申謀嚇詐氏、寔難度日、氏無奈只得哀叩仁天太老爺作主恩准訊究、氏始得安度、寔爲德便、上稟。」
- (47) 『徽州千年契約文書・清民國編』卷三、二六八～二八四頁、藏契號H Z S四〇九〇一七四。
- (48) 前掲『徽州商人の研究』第七章。
- (49) この問題についての研究としては、前掲李清瑞書、前掲頼惠敏論文がある。
- (50) 李清瑞前掲書 二六～三六頁。
- (51) 郭松義「清初四川外來移民和經濟發展」『中國經濟史研究』一九九八年第四期。
- (52) 經君健『清代社會的賤民等級』（浙江人民出版社、一九九三年）四三頁。賤民の概念は清代に正式に法制化された。賤民にも各種あり、第一は奴婢であり主人の財産として商品となる。第二は墮民、丐戸、蛋戸、九姓漁戸、であり主人はなく賣買されない。第三は佃僕であり、規定の條件下で主人のために服役する。第四は隸役であり、主人との間に主僕の名分があるが奴婢とは異なる（經君健前掲書四七～四八頁）。なお、官印がない白契による奴婢は奴婢とはいわない（經君健前掲書一五九～一六五頁）。
- (53) 同治七年、任彭年重修輯『大清律例統纂集成』、卷八戸律戸役、「人戸以籍爲定」。雍正年間から乾隆年間にかけて、奴婢などの法的身分の變更が行われる。乾隆三十六年の例では、このほか長年主人の下で養育された者、婢女で結婚し子を産んだ者は永遠に服役するものとし、契約文書が失
- われていても主家で養われている者も從來どりに服役させ、身を贖していても主家にあつて生活している者は主人の戸籍から離れることを許さないと記されている。雍正年間から乾隆年間にかけて行われたこれらの改革については奴婢などの一定の解放であるとする解釋と、混亂していた身分關係を再編したものであり、むしろ身分關係の再強化であるとする解釋とがある。（寺田隆信「雍正帝の賤民解放令について」東洋史研究會編『雍正時代の研究』同朋舎出版、一九八六年、所收、前掲『徽州商人の研究』四六〇～四六一頁、參照）。
- (54) 『大清律例』「戸律・婚姻門」「出妻律」。
- (55) 「道光二十二年二月初十日余傳聖告狀」「彭陳氏立出後不滋事文約」「清代乾嘉道巴縣檔案選編（下冊）」五〇三頁。
- (56) 『大明律集解附例』卷四、戸律戸役「律嫡子違法」など（前掲『徽州商人の研究』四一九～四二〇頁、參照）。
- (57) 李清瑞前掲書 七七～八〇頁。
- (58) 『清代乾嘉道巴縣檔案選編（下冊）』の「治安」「婦女」「幼女」「奴婢」などの項にはこれらの例が數多くみられる。
- (59) 『清代乾嘉道巴縣檔案選編（下冊）』三八一頁。
- (60) 「具告狀民婦莫馮氏 年六十二歲」  
爲逼良爲娼喊叩嚴究事。情氏女莫氏嫁配徐天長爲妻、殊伊不習正業、欺氏夫邁病、屢逼氏女爲娼、氏女不從、兇毆難堪。本月二十五天長復押氏女至張姓家作妓。氏女遯歸說知前情、天長復來督女歸家、毆傷氏女腰肋等處可駭、女逃至報國寺、剪髮輕生、信趕氏知、髮兩番呈、良女遭逼、風

- 化何存、情迫扭案喊控、送訊法究、伏乞。」〔巴縣檔案  
〔同治朝〕〈婦女〉No.7096〕
- (61) 前掲『清代巴縣檔案匯編(乾隆卷)』一四五頁。
- (62) 李清瑞前掲書 二頁、三九頁、四二―五三頁、參照。
- (63) 李清瑞前掲書 二六頁、參照。
- (64) 『清代乾嘉道巴縣檔案選編(下冊)』四九六頁。
- (65) 『清代乾嘉道巴縣檔案選編(下冊)』五〇三頁。
- (66) 『清代乾嘉道巴縣檔案選編(下冊)』四八七頁。
- (67) 巴縣では「嫻媳」と記されていることが多い。
- (68) 前掲『清代巴縣檔案匯編(乾隆卷)』一三四―一三五頁。
- (69) 『乾隆四十八年三月初二日巴縣申』、『清代乾嘉道巴縣檔案選編(下冊)』四九二頁。
- (70) 同右。
- (71) 『清代乾嘉道巴縣檔案選編(下冊)』四九三頁。
- (72) 『清代乾嘉道巴縣檔案選編(下冊)』三七九頁。
- (73) 『清代乾嘉道巴縣檔案選編(下冊)』三七九頁。

who was become a wife, her parents and relatives strove to maintain her commercial value as much as possible. Depending on the circumstances, they might abandon her husband and let her remarry another man. These findings reveal the actual condition of extremely rational behavior in relations between husbands and wives and divorce, including acts of free will on the part of women themselves.

## WOMEN IN QING SOCIETY AS SEEN FROM COURT ARCHIVES

USUI Sachiko

This paper is an attempt to examine what kind of incidents and disputes in which woman appeared as victims, perpetrators, or simply persons concerned in archives of lawsuits, and then to use these findings to consider the situation of woman in Qing society. The first section briefly surveys legal provisions concerning lawsuits involving women. The second section indicates the numbers and trends of items concerning woman in the four groups of source materials on lawsuits used in this paper, the Ba county archive, the Huizhou archive, the Taihuting (Liminfu) archive, and the Shuntianfu archive. The third section examines disputes concerning inheritance, family property, troubles between husbands and wives, as well as cases in which a mother or mother-in-law took a problem son to court, cases concerning tenancy and debt, and cases in which a wife went to court on behalf of her husband. These lawsuits involving women varied widely from serious cases to daily affairs of a routine nature. During this period lawsuits brought by women were restricted, but in fact women frequently went to court and their suits were accepted. Although the lineage system and its control was strong, in cases concerning inheritance and family property, this fact often became a cause of, rather than solution to, disputes. The fourth section attempts to show regional differences seen in the lawsuits involving the trade in woman. In Ba county, the abduction and trade in woman was remarkably frequent and systematic. The section shows that this may have been caused by population flows, in other words, there were historically both massive inflows and outflows of people in Ba county, while on the other hand, the people of Huizhou mainly worked outside their home territory.